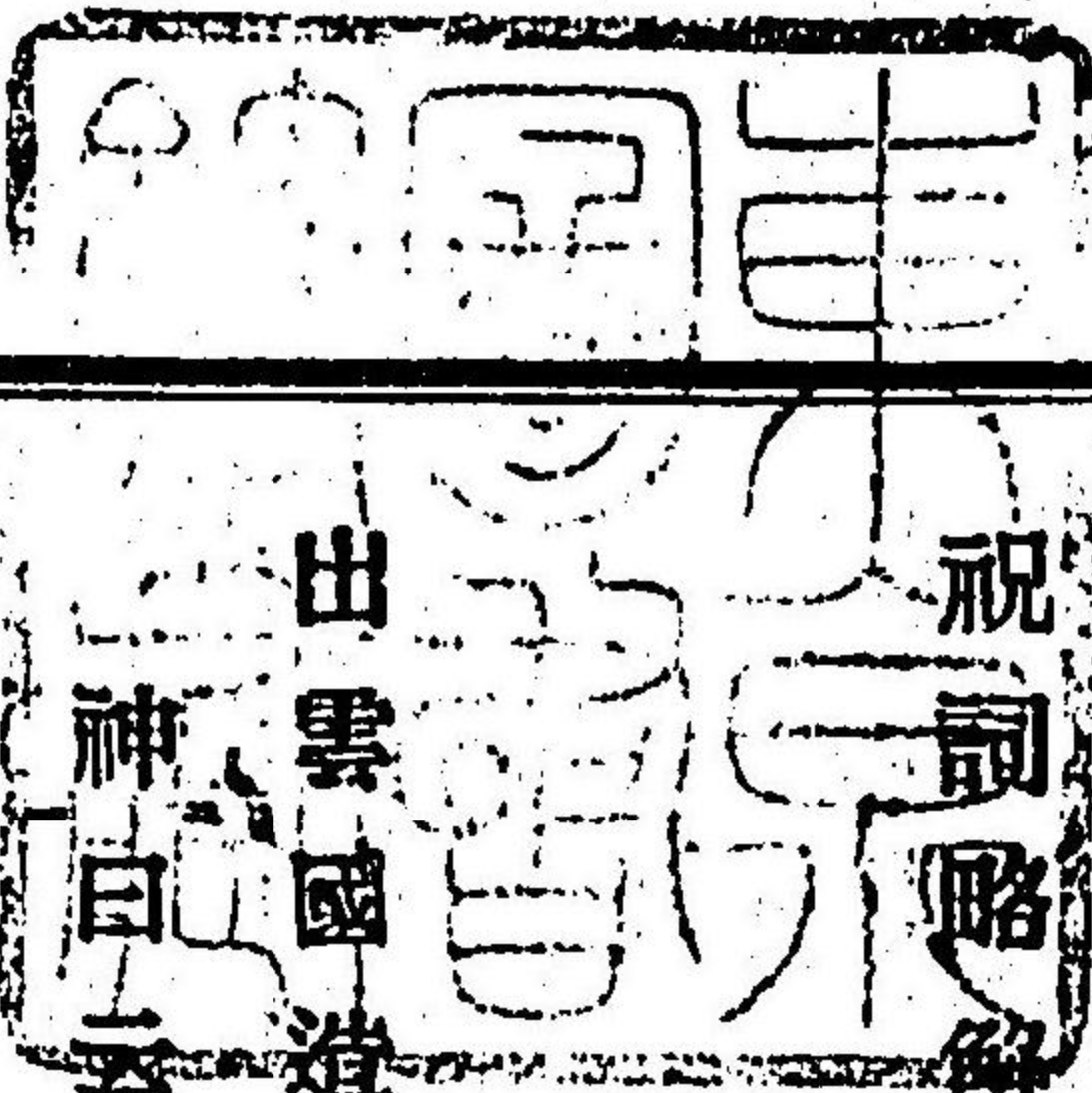


祝詞略解六之卷

久保季茲 編輯

矢部文載 校正



出雲國造神賀詞 考云神代紀一書に高皇產靈尊勅大日貴
 神曰云云當主汝祭祀者天穗日命是也そもく穗日命は
 須佐之男命の御子也大名持命の須佐之男命の六代の孫
 也されども大名持命の須佐之男命の詔を受得て天下を
 平け諸の國を作り成て大國主よおはすれば天つ神王と
 いへども遂には媚給ひて言治め成り坐りつ然れば穗日
 命の天降て三年なるまで漸に媚和し宜き時を以て天に
 復命て遂に天夷鳥命布都主命を天降し建き御稜威と和
 し治ると二つもて大名持命の日隅宮をば天神の御巢か

ちて崇み齋ひ祭らむちふ契して避ひそまり坐しめたる
は専ら穗日命の思兼によれり故に終の祭をは此命の
さむものとは詔ひし也云々○後釋云國造は久爾乃美夜
都古と訓て國々にある御臣の由なり云々○神賀詞は本
に加牟本岐乃許登婆と訓み人もとな然唱ふれども出
雲風土記に國造神吉詞とも神吉事とも書たれば加牟余
基登と訓べきなり万葉廿に餘其騰と見え書紀持統天皇
御卷に天神壽詞とも見え此詞をも續紀に神賀事神賀辭
神齋賀事神吉事續後紀にハ神壽も書れたり○出雲國
造は古事記に天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造等之
祖也書紀爾天穗日命是出雲臣土師連等祖也と見ゆ云々
此神の事も此國造のこと母古事傳七卷に委くいへり云

○講義云天皇本紀に天種子命奏天神壽詞即神世古事
類是也と見えたる此は中臣壽詞の事なるが如此臣連の
家々に傳へたる神世古事の有を朝廷に參て聞上る詞を
余基登といふ云りさるハ皇御孫命の天降坐て初國知看す
始に當今仕奉る臣連の祖ハ何も其事に功しく仕奉れ
りし勳功ます神にますが故に其勳功を發呈すことば子
孫の人々の其餘慶ありて滋蔓居るものならき其先祖の
勳功に資て天津日嗣の終古無究に定り坐る御事なれば
上下に通りにて甚くめでたき神世古事なる故に余基登と
いふ號は出來りし也○今按に出雲國造を任せらる儀
式詳し貞觀儀式に見えたり太政官曹司廳にてあるなり
さて其後に神祇官廳にて國造に負幸物を賜ふ先づ太刀

一次に絲約廿十絹四調布廿端廿歛口廿等次々に賜ふ何れも手を拍
て取り後取は授け最後太刀を取て出づる由くはしく臨
時祭式に見えたりさて國に歸りて齋する事一年にて京
に上る神寶を献りて神壽詞を奏し又後齋一年にして再
び入朝し神壽を奏すこと初の如しその神寶は玉六十八
枚赤水精八枚白水精十枚金銀裝太刀一口長二尺六寸五分鏡一面
六枚青石玉四枚各一丈四尺廣二句眼鴨毛馬一匹白鶴二
八經七寸倭文二端尺各二寸並置案御費五十昇昇別盛これなり右等の事も臨時祭式に
委し後釋なとも引出られたれど事長くて初學の者よ
は中々に解安かるとましくおほゆれば今略して其大旨を
擧るなり又此壽詞を奏すこと日本紀にはすべて見えざ
續日本紀靈龜二年二月の下に始て見えたることなども

同書に見えたり委く知らむと思はゞ披き見るべし今は
略を主とそれは省きて載せき○また講義に國造の神壽
詞を奏す席は天皇の大御許より遙し下りてある故に神
祇官人取傳へて奏すありとて紀に出雲臣果安齋竟奏神
賀事神祇大副中臣朝臣人足以其詞奏聞とあるを證とし
又後齋の時よは負幸物を賜らぬ事負幸物とは行先の事
を負する由よて吉事を奏せと仰せ玉ふ表物あること又
紀を通覽するに前後とも仕奉りとは廣島豐持二人のま
なれば定れる例ながら其間に御代の改るか世中に事あ
るかあどにて前齋のみありて後齋は無きこと、見えた
る趣かを論へりこえ然もあるべけれど實には詳に知
るべきよあらざればすべて全文を擧げざたゞ後の考の

ため少か其説を記せり

八十日と波 講義云八十日と云八十來經よて大抵其月乃

中に數多ある日數をいふ

今日能生日能足日 考云生日は物の生榮ゆる日足日は事

の足満る日也生魂足魂生弓足幣あとの生足にひとし〇

後釋云日は多くあれども其中に今日を吉日と稱し稱へ

てかく申す也〇講義云神祇官より豫に神壽詞を奏す吉

日を卜へて太政官に申すを官にてそを擇て其行はるべ

き日を奏聞せる其當日を云かり臨時祭式よ神祇官長自

とある同事と太政官式に神祇官預擇吉日申官奏聞と記

せるに卜字と擇字とを換用するを思ふに神祇官より某

問に故障なき日を擇て當日を定め申せるなり〇今按に

本の足日の下に爾字なきを考に補はれ後釋にも必有べ

とといはれたり誠にさることなれど若ハ本より無りし

も知り難しさるは此詞を無き文字も添て削むべき例わ

り大倭國申天坐天乃美賀秘冠利天などの如し

出雲國造姓名 後釋云姓名と書けるは此詞を奏す國造の

まづからの姓名を申す所なり

掛麻久畏岐考云言に掛けて申すも畏きかり

明御神登 考云公式令に明神御宇大八洲天皇宣命よ顯御

神とある類みなアキツカミアキツミカミと削み申すべ

し万葉に明津神吾王とあるはアキツカミとよむ外無け

れは也さて天皇ハ今明かに世におはし坐す御神と崇ま

畏みて申す言なり〇講義云登ハ爾天と云んが如し皇止

坐父止坐なとん皇よて坐す父にて坐す也

大八島國 考云大八洲國の事神代紀に見ゆ
大御世乎 今按此四字本無きを考し補はれたり後釋に
も云れたる如く無くてはあらずとまじきなり
午長能大御世 今按し祈年祭詞に見えたり
齋 講義云こは出雲國造が遠祖天穗日命に大國主神乃祭
祀を爲しめ給ひて皇御孫命の大御世を長く遠く齋しめ
給へる天神の御旨に依て殊更に國造に任られたる始
其次第を受賜れる初し齋爲て祈奉るを云ふて此は式
に國造還國深齋一年とある間の所作なりその齋の狀は
次に所見たるが如し是を詞し親神魯岐神魯美命云々次
乃隨爾供齋仕奉とある主意なりける然れば此は國造が
其大神を齋奉り其御守護に添て禮實の物を献りそを以

て天皇の大御世を齋ひ言壽奉れる由あるものなり
加後字 考云後齋にハ云々手長能大御世登齋後齋登爲馬
とあるべし然は小字に加後齋字とありけむを是も今本
は字落となり
青垣山内 考云青垣山とは垣の如く山の回り立るをいふ
古事記景行段に多々那豆久阿袁加伎夜麻基母禮流夜麻
登志宇流波志また三室山をいひひ万葉にも吉野山を詠
しかば何處にて山をば青垣といふなり
伊射奈伎乃日真名子 考云出雲風土記に伊射奈枳の麻奈
子にます加武呂命とあるひ云々又万葉に父母に吾者真名
子曾といふを愛子と書しも有る實の子といひて愛みの
言なる由あり云々真之子といひ親み愛む詞日は日子乃

日に同じ云々○後釋云熊野宮は須佐之男大神坐こと
論かゝ此事は古事記傳九の卷にも云るを猶云はゞ此大
神は伊邪那岐命の御子等の中は天照大御神月續命須佐
之男命は殊に三貴子と古事記にも見え書紀にも珍子と
ありて殊にすぐれたる御子あるが故に眞名子とは申せ
るあり云々風土記に伊弉奈杵の麻奈子坐熊野加武呂命
とあるももじより須佐之男命なりとて熊野社の今説に
は上官三社は中伊邪那岐命伊邪那美命左早玉男右事解
男なり下宮は天照大御神須佐之男命ありといふなれど
も神名帳また熊野坐神社とのと有て幾座といふこと
無れば官帳に入て式に載れるは主として祭る須佐之男
命一座のみあり其餘ハ皆添て祭る神にて官帳に入ら

ざる神也云々○今按よこゝの考の訛誤あること後釋に
論れたるが如くなれば多く省きて引あり其心して見ら
べし

加夫呂岐 考云神漏岐なり云々○後釋云神祖なり須佐之
男大神は大名持命の祖神にまそが故に出雲國にては殊
よかく申すあり

熊野大神櫛御氣野命 考云式は出雲國意宇郡熊野坐神社
名神云々○後釋云櫛御氣野命と申すは即ち須佐之男大
神の此熊野宮に鎮り座す御靈を稱へ奉れる御名なり大
名持命をも倭の大三輪は祭る御名をは別に大物主櫛
玉命と下にある類にて同神も其社に祭る御名の別
ある例他にもあり云々

國作坐大穴持命 考云此命は須佐之男命の五世の冬衣神
の御子にて大神の御女須勢理毘賣命を嫡妻とし且大神
の天沼琴生月矢生太刀を得つれば遂に荒ぶる八十神を
平けて大國主とされし大神の御讓の詔を奉て諸國を
大人はき玉ひきかくて其國を天孫にゆづり奉りて日隅
宮に隠れましぬ其宮即ち此杵築宮也かゝるまゝに_一出雲
はもとよりにて天の下に_一此を齋奉らぬ國縣も無く天皇
も天照大御神に_一並て齋ひ奉り玉ひとなり云々式に_一出雲
郡杵築大社 名神この外風土記に委し
百八十六社 考云出雲風土記に合神社參百玖拾玖所 一百
四所在神祇官二百とあり風土記は此詞よりいと後和銅
十五所不在神祇官
六年の命にて奉りしおれは増はすとも減はせむを今あ

る風土記の字は誤つらむ又今の式に合て百八十八社あ
るは後に加へられしおらむ○講義云神名式に出雲國一
百八十七座 大二座小百とあるは右兩神宮をも列ねたる
員數なるが此に_一百八十六社とあるからは延喜より以前
に奉神壽の事ありし度の事なるなり云々風土記には合
神社三百九十九所_一百八十四所在神祇官二百十五所不
在神祇官とあれば此詞にては二社加はり神名式にては
三社増加したるなり
皇神等乎 後釋云皇神とは何の神をも尊みてかく申す也
乎といふ辭の下に志都宮に志靜米とある所へ係れり
某甲 考云國造あり○後釋云姓名とかくせしてかく書る
はこゝにては姓をは申さき唯名ばかり申すを名我とは

書難き故にかくの書るか云々

弱肩爾云々 祈年祭詞に云へり

伊都幣能緒結 後釋云伊都は何よまれ齋み清めたる物にいふ言也云々幣へ奴佐と訓べし万葉おどに幣とも幣帛とも多く書りさてこゝの木綿を云るあるべし又木綿と麻とにてもあるべし緒とは結といふから云るにて即ち木綿麻なり常に麻をは衰と云り結と國造の頭の髪にゆひ着るを云るよて謂ゆる木綿髪なるをかく云ひなせるは古の文なり云々

天乃御賀秘冠利天 後釋云こゝ天之御蔭登冠理豆なるを氣字を秘に誤れるなり云々氣の下に登といふ辭を訓ふ着くべし古書とも豆爾表波の字をも添て書る文にも

登字とは省きて訓着たる例多し云々さてかく云るは即かの木綿を頭よ着ることなりそは御殿の事と天の御蔭日の御蔭と隠り坐すと云る如く空よ覆ふ由にて頭に蒙る物をも文にかくは云る也云々

伊豆能眞屋 考云齋屋なればかく云り兩阿を眞屋といふとはこゝは異なり○講義云伊豆は例の嚴重よ忌清みたる意眞屋ハ齋屋よて國造の齋館の中にて御饌御酒を調る屋を云なるべし

鹿草乎 考云人氣に穢れぬ遠き野山の草を用る故にあら草と云○此類のあらは生れながらちふ言也○後釋云今も神事などに用る薦をはあらともと云へり

伊豆閑黒益之 考云古への嶋岳を皆閑と云り云々

黒盆の益を借字にて辭なりさて薪して焼は黒くなるもの故に飯など焼ことをかく云り田舎人のあへのなり黒ますといふ是なりとは神の御食又は吾齋食をいふべし○後釋云伊豆閑の書紀神武卷に嚴瓮此云怡途背と見え又古事記書紀万葉などに忌瓮とあり其外も古に瓮と云る多し奈閑は魚葉瓮なり云々黒盆之は考の説の如く黒くするを云

天能 醴和 考云天はほむる言醴は酒を醸る器なり和は借字にて回あり回はそのほとりをいふ万葉に祭神齋戸乎前坐置また齋戸乎忌穿居又忌瓮を床邊にすゑてあをむかへてこゝと知ぬり○後釋云和名抄に本朝式云醴美加辨色立成云大甕和名同上と見え古書に美加には常に

甕字をも用ひたり諸の祝詞に御酒者甕上高知甕腹満双耳あどありさて醴和と云もたゞ醴にて和に別に意あるにあらざ三輪の輪と同一三輪も御酒を醸める醴のとなり万葉に哭澤之神社爾三輪須惠とあるにて知べしされは美和と云も醴和の略にて有べし又今世に一斗はかり入る大鍋を斗那和といふその和も同じく聞ゆれば和は醴また大鍋あどの類の器の惣名あるべしさてこゝは御酒の醴一つと云て其餘の種々の御食つ物をも兼たる文也伊豆閑黒まると云は御酒のみの用に非き御食物など煮炊くを云ふそれより一つゞきの文あるを以知べし爾齋許母利氏と云る爾は其醴のあたりにといふ意よばあらき御食御酒あをを調へあとして其事に齋とも

るといふ也こもる所は伊豆乃真屋なり云々○講義云天
はたゞに美稱ことにならせ天の物の美しきに擬作れる
をもて添云るものなり魁とは天手袂と一物あるが手を
以捏は製れるが其形容の嚴めしきを以號くる所なり
志都宮 後釋云神を鎮め奉る宮といふことありさて此宮
は上に云々皇神等乎とあるよりつゞきて出雲一國の神
々を請奉る宮なりされは此宮は常の宮にはあらで此齋
のため新に造るなるべし

志靜米仕奉氏 後釋云志靜米は或人志都米を誤れるなり
と云り然るべし○講義云上に擧たる熊野大神杵築大神
二柱を始めて百八十六社の神々を志都宮に鎮り坐しめ
て一年の齋の間仕奉るを云かりかくして天皇の大御世

を手長の大御世と堅石と常石と齋ひ祈り奉りその齋一
年の間爾禮代の神寶を調備へて祈申す國造と守奉る皇
神等の禮代となすの此は依てなり これまでの文と前に
國造に任れ奉り後幸
物を賜とり運て其國にて
齋爲し時の事といふなり

朝日能云々 講義云こは朝廷は參向て神壽詞を申す時を
云なり臨時祭式に凡國造奏神壽詞日平且神祇官試國造
奏事とあれば其事畢て後かれは平明の非れとも朝乃
間よてある事ある故にかくえ云なり

伊波比 考云齋なり
神賀吉詞奏賜波久止奏 後釋云是まてハ此吉詞の序の如
し○考云こは初に召上られて位と負幸物を賜えり大神
等を齋奉りて天皇乃御代を賀奉れちふ御ことをうけて

其事仕奉れる齋の竟りつれば彼大御言の復命を申即神
賀乃詞奉るといふなり此詞は其大神たちの御詞に國造
が言を取合せて申せり云々下に神の禮自利臣の禮自と
云る是なり○講義云なほ其本をいはゞ此奏神壽の大較
凡て天穗日命の故事を擬せるものなりそは一に任出
雲國造の右の神等を國形見に降しめ玉ふに比ひ二に賜
負幸物は其出立に臨て兵器及祿物を賜ひしことの有け
むを擬ひ三に國造の國に在て齋して皇神等に仕奉るこ
との天夷鳥命などの大國主神を媚鎮め玉ひしに容とり
四に神寶を撃ることば大國主神の平國廣乎以下の神寶
を皇孫命に獻り玉へるを天夷鳥命取持しつゝも猶禮寶
と獻り玉ひけむ例を引き五に神壽詞を奏すことと和順

たまひし大神の御言を取傳へて復奏し又己命の大神を
齋ひて皇孫命の御世を眞幸く在しめ奉らむと申し玉へ
りし事の如く物することにて凡てハ神代の趣を模擬た
るものなり云々天穗日命の天に還り上りて申上給ひし
古事の趣を立て後世に至るまやも行はるゝ義也云々
高天原神王 考云これより神賀の詞也○講義云天祖と云
むが如し高天は天原のことなり常に高天原と云れば然
あるべきを高天と云ふは天上の事には用なく輕く
天と云て事足りぬべき所なればなり云々○今按に神王
を古くカンミオヤと訓み考にはカプロギと訓れ後釋は
は神祖の誤なりといはれ古史傳にはカプロと訓むべき
由いはれ講義は字ハ元の主よてカムミオヤト訓む

べしとあり熟思ふにカムミオヤとあるを稽ふるされど
史傳に王字は主の義は姑く借たるならむとありてそれ
も聞えぬにあらねば舊のまゝ字を王としてカプロと訓
まおくべし字を改めせしてミオヤと訓まむの中より誣
るに似たり

事避奉之時 後釋云事避は決めて後の誤にて事依あるべ
し必事依と云えでは叶はぬ所あり其故ハこの文ハ高
御魂神魂命乃大八島國を皇御孫命に事依奉之時といふ
事なればあり云々若是を事避とす時ハ高御魂神魂命
の避り玉ふにならざるあり然るを考に大名持命の避たまふ
事と云れたるは甚しき強言あり大名持命の避玉ひし事
ハ次に在は此は云べきに非す云々

出雲臣等 考云この臣は加婆稱あり○後釋云出雲氏の
臣の尸なりとこと古事記傳七卷と云るが如し

遠祖 今按祖字を本に神とあるを考に祖字を落せる物
とし後釋に神は祖を誤れるなりとありこは實に後釋の
説の如くなるべし

國體見 考云下つ國の有さを見せし降し玉ふにて專らえ
大國主神又ハすべて荒び猛ぶ諸神の様を見て治め從へ
つべきや否やを見かして事を成さむ爲なり仍て國體と
書けり○後釋云凡て事のありさまをも加多といひ阿理
加多とも加多知ともいふハ古言也○講義云天下大八島
國乃風土を見せし降し遣たる也云々風土を國體といふ
事は出雲風土記に國之大体首震尾伸東南山西北屬海と

見え又其文中に吾敷坐地者國形宜也も國雅美好有國形
如畫輶哉と見ゆ然れど風土記の訓は國形文なるを思ふ
なとを云なれども國体見と云とさいふ時土地の險易
に住る人物の消息をも伺ひ察るを云なり云と

天翔國翔氏 万葉五に久堅能阿麻能見虛喻阿麻賀氣利云
と續日本紀乃宣命爾朕必天翔給天見行之退給比云と宇
都保物語に天翔りても如何かひなく見たまふらむなと
あり此はみか神また人の靈などの天上より翔り降る由
あるが此なるは天をも國をも翔り行つ、此國の狀を見
めぐりぬまへるを云あるべし○講義云鳥などの飛翔る
如く虚空を往來ひ玉ふなり
如五月繩 考云さはへあすちふ言は古事記日本紀にも萬
葉杯にもありて既に出たり

水沸 後釋云まなきと訓べし皆沸也古事記惡神之音
如狹蠅皆涌萬物之妖悉發とあるよて知べし水ハ借字に
て上の黒益之乃益乃如し○今按に講義如五月蠅は水
の飛廻る狀。水沸は水の涌上るを云とあれと予は後釋の
説可いとおほゆるなり

如火瓮 考云火瓮は瓮の内にて燒猛火の光をいふ云と○
後釋云火瓮は此字の如く瓮内に燒く火なること考よも
云れたるが如し然るを神代紀夜者如標火而喧響之標
火此云褒倍とあるは心得ぬことあり其故は標は字書火
火飛也と注したれば火瓮は叶はき又喧響も火瓮に由
なげればかり故熟思彼の紀の文はもと事の混亂たる
傳の有しをそのま、よ心得て書れたる物なりその混亂

と云は先古事記に惡神の音如狹蠅皆涌万物之妖悉發とある音ハ狹蠅の如く沸く音を又一の傳に是を晝と夜とに分て二物に譬へて云るが混れてかの音を夜の方の火瓮に屬て云るなりさてかく混れて音とあるから晝の撰者の意に音ある火は燂火ならむと心得て火瓮は燂字を當て書れたるものあり彼紀の文字はかゝる類猶多し心して見るべし然れども火瓮は然譬にいふばかりの音とあるべくもあらざ又晝に對へて夜を云むには光こそ似つかはしけれ喧響ハ夜に限らぬ事あれば似つかはしからば又の一書ハ螢火光神とあるも同意のたといなるにても必光なるべき事とすければ此は此詞に光神とあるを正しかりける○講義云瓮の内にて火を焼く

如く圓くせしたる火球と化て邪神の荒ぶるよて今も稀くは闇夜などに光物とて虚空を飛廻ることのある其等も邪神の往來ふこととおほしきが其等の妖物の螢火の如く群がり飛競へらむいかに妖しくありけむ

木立 講義云大殿祭詞大穰詞遷却崇神詞なるは下に草の片葉といひて其樹立は全木はもとよりにて伐杙までもさいふ意なればキチタナと訓べきこと其下に云るが如きを此は然らば次に草の片葉といはせ凡ての植物を舍めて云るなれば汎く許陀知と訓ぞ宜しかるべき
青水沫毛事問天 考云事ハ音なり水之阿和の乃阿の約な
なも故ハ美奈和と訓

荒國在 考云荒ぶるのふるは其様をいふ辭のみ國在と云

久爾に阿利ちふを遡阿の約奈なれば久爾那里といふ今
本に久遡阿利と訓しハ荒びぬ國も有が如く聞えて爰に
叶はき

然毛云々所知坐_{之米}申_{年止}臣 考云三年餘の間_心大名持命を
漸に媚和して遂に時をはかりて天に歸り上り二神を申
し下して平けたるなり

己命兒天夷鳥命_爾云々 考云此神たちこゝには天夷鳥布
都怒志といひ古事記_一は天鳥船建御雷を擧げ日本紀_一
と經津主武甕槌を擧て各異あるは傳への區々なるのこ
云々○講義云此詞は荒ふる神等を撥平ある事より大國
主神を媚鎮めたる方全文に亘りて其用重きが故に天夷
鳥命_爾布都怒志命を副てと續けたるにて出雲國造が已

が祖神たるを以て私に他神を誣たるには非るなり借こ
ゝに布都怒志命とあるハ健御雷命を略けるにて古事記
に建御雷神一柱を載て布都主神を略けるに同じ

荒布留神等平撥平氣 考云万葉に不仕奉國を掃と云り○
後釋云古事記に大名持命の八十神を每河瀬追撥また神
武段に退撥不伏人等万葉十九に掃平とあり

國作之大神乎毛云々 考云風土記に此大神を所國作大神
と有をハ所によりてクニツクラセル大神ともクニツク
ラシク大神ともよめりこゝは其國造と訓に依るべ
し然れば之は此上に黒益之とある如く傍に書る假字と
す○講義云乎毛の詞は荒ふる國神を言向し天降し玉ふ
事の因に此大神をも媚鎮めて此國を事避奉らしめ玉ふ

かり云々媚は記傳に常にも許夫と訓み字鏡は嫵媚也古夫と見え靈異記にも媚許備とあり」とあり又通證に世俗謂依親人為媚附とある如く大國主神の御許の依親み玉ひて其御心を捐ねさせ玉はトと程よく會釋ひ玉ふをいふなり

大八島國現事顯事 後釋云現事は宇都志許登顯事也阿良波爾許登と訓べし同意あることを如此様に二つ重ねて云は古文の常かり然るを考し現と顯とを分けて説れたる尤強言にていとくたくと云々○講義云大八島は物かり現事顯事ハ事なり大國主神の主領き所有せたまへりし物と事と二つながら事避りて皇御孫命は獻らしめ玉へりしかり云々現事とは現世の事といふかり云々父

大神より顯國魂神とされと詔ひ云々顯國を作り堅めて其恩賴を蒙らしめ玉ふ由の御名にて其恩賴を蒙らしめ玉ふ御業すなえち現事也云々顯事を神代紀に云々この顯事は顯露事を省きたるものかすが云々阿良波とは隠れたる物の顯るゝに等しく人には各自に現事の作業有りこは吾一己は成て其餘を人に及ぼすかすが顯事の行狀は人に對する愛憎に成て其身は歸ること也君父に對て奉仕へ妻子は對ひて憐愛み爲かど皆外物の爲は賞罰の身に歸る所ある此をいふ也曲冥事と此反にて人の顯露に上の善惡を正し見ぬまじく包隠して成す事の玉ふなり云々○今按に講義にかは現事顯事の別を委しく云へるか精しきに過て中々に疑はしき事さへわれは今は大凡省けり

靜坐牟大倭國申天 考云こゝ未天孫天降坐さぬ前かれ
は靜坐む大倭と云り云々○後釋云靜坐牟はなづまり坐
むにて大宮造して今より住玉はん事をいふ也云々こゝ
の文は皇御孫命波大倭國爾鎮坐牟止申天と有べきをい
ささか詞のいひさま違へり其故は是は大名持命の出雲
國にて申たまふ語あるに靜坐牟大倭國止申天と云ては
即ち其大和國にて申給ふ語となればなり故思ふに大名
持命の語には叶はされども此は後に國造の倭の京に參
りて其倭に在て奏す詞なれば自らかく申せるにもある
べくそは譬へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と
申てといふ意也○古史傳云此程は猶未皇孫命の大和國
に宮敷坐むとハ天皇祖神等も議定め玉はさる時なるに

此大神の如此にも詔へるは彼國の固り後に皇孫命の宮
敷坐べき地と彼國作の時より心よ合て作り設たまへる
なるべし云々

八咫鏡爾取託天 考云古事記に有光海依來之神云々吾者
伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也神代紀云
々志右に大己貴命問曰云々汝是吾之幸魂奇魂今欲何處
住耶對曰吾欲住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居
此大三輪之神也といへり今異なる事もあれどその凡同
ト事よ落たり○講義云八咫鏡を御靈代として也字畫に
託依憑也と見ゆ○史傳云託は付の意にて其和魂を此鏡
に寄憑玉へる由也○大物主神の三輪に鎮坐る由縁はや
がて此神の御託にて既に祭り玉へること云々彼時には

只詔ふまに、社を作りて祭り玉へりと聞ゆるを是より後に皇孫命の近守神と立奉りたまへる故に己命の御魂なからも別し稱へ名を奉りて新に八咫鏡を御靈代として鎮祭り玉へる由也

倭大物主云々 後釋云大物主と申すは三輪に限りたる御名なり大名持命の一名には非き櫛毬玉命も三輪に鎮坐す御魂を稱へたる御名にて同トことぞ○神名帳に大和

國城上郡大神大物主神社

名神大月次相
嘗新嘗とあり

神奈備 考云神の毛理あり毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通はし云り万葉に毛理ちふ事に神社と書しかほこゝも三輪の神社ちふ意とありぬ云々○講義云神並の義也神代紀に宜領八十万神永爲天

孫奉護とある如く山口もあれ社にもあれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆ云々出雲風土記に神名樋山の地名見えたるも有石神高一丈周一丈許側有小石神百餘計とある是にて神並の義を知るに足れり考に云々とあれ也○今按に此説亦一説に備ふべければ擧つ

阿運須伎高彦根乃命 考云此大神の事は紀に見えて明らかかり

葛木乃鴨 考云此社は葛木山の東南の麓の鴨ちふ所に在

て他より高き所かれは高鴨社とも云なり○後釋云神名帳大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根神社四座

並名神大
月次相嘗

宇奈提乃神奈備 考云今本宇奈提爾坐とあれどかく言を
連ね云る中一是のみ違ひては文を成さる仍て乃神奈備
ちふ四字を補つ○宇奈提ちふ所は高市郡畝火山の西北
は今も雲梯村といふ有、そこあるべし和名抄に同郡雲梯
宇奈氏とありかくて事代主の神社は高市葛城二所に在、
天武天皇紀に此大神高市郡の大領に依まして吾者高市
社所居名事代主神云々と告玉ひ式の高市郡高市御縣
坐鴨事代神主社大月次と見ゆ又同式の葛上郡に鴨都波
八重事代主命神社二座名神大月次とて今もあり社も大
なりこゝは右の高市郡の神社を云と見えたりさて万葉
二十不想乎想常云者眞鳥住卯名手杜之神思將御知とよめ
るは古一いと神稜威おはしまして崇みし神社と聞ゆる

を今はその雲梯村の社は國人も定かにおほえず成にけ
り此宇奈提のことは猶よく問も考もすべし○今按に後
釋また記傳に此宇奈提ち飛鳥と互に入、まがひたる物と
し史傳にち事代主神と申すも賀夜奈流美神と申すも同
神にて妨なき狀に云れたるを今考るに共に然らば
牟佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神
社大略注解といふものに雲梯神社と擧げて高市御縣坐
鴨事代主神社を此社とし在雲梯村神森といひ社家者長柄
首 說曰とて事代主神とせり但し其説もは後世の妄誕
講義にも同考見えたるを證文たしかからねば今引出せ
さて飛鳥のことは次に云べし

賀夜奈流美命 講義云出雲風土記神門多伎卿所造天下

大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎と
あると同神と聞えたるがそは何神あらむと索隠るに決
く下照姫命に坐り云々神名帳に大和國高市郡賀夜奈留
美命神社ありそれかと思ふに猶然らば彼社は飛鳥神社
の別社よてぞあらむ云々○今按に此説まこと然るこ
となり上にも引る和州五郡神社略解にかの加夜奈留美
命神社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云
り高照姫と申はやがて下照姫かるべき由史傳に見えた
るを思ふべしさてかの略解に飛鳥の社を社家者和仁説
古述
曰第一杵築大己貴命第二神南備飛鳥三日女神第三上嶋
味鉏高彦根命第四下嶋八重事代主神とあり神南備飛鳥
三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど

此は推當の考よて實には加夜奈流美命亦名下なるべし
照姫
然らば此飛鳥神社と此神を主と祭りけむを後に大
己貴神高彦根神事代主神をも合せ祀り遂よハ事代主神
を主とすることにはかりけるべくかくて別社にま
た加夜奈留美神社あるは熊野は櫛御氣野命を祭れるに
又別よ久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に
賀夜鳴比賣とあるにて女神なること明なれば事代主神
と同神なりとの説は立難くなむなほ此事別に考へ記せ
るものあれば今は大略をのみいふあり

飛鳥 後釋云飛鳥の神奈備は神名帳に高市郡飛鳥坐神社
四座並名神大月
次相嘗新嘗とある是なり此社の古の地は今雷村と
いふ所にて其わたりよ低き山のある是即神奈備山なり

雷岳といひしも此山なり然るに天長六年三月に神乃託
宜によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されし由日本
紀略に見えたり然れば今の飛鳥の地は鳥形山にて古乃
神南備山にはあらざ神奈備山は雷村の山ある事疑無し
云々

皇御孫命近守神 後釋云近守とは皇京の同じ大倭の國
内なるをもてあり云々○講義云上に皇御孫命乃靜坐車
大倭國申天と見えたるそは天皇の大宮所は大和國に敷
玉はむといふ意こは其京城の近守神として大穴持命乃
和魂及御子神たち三柱の御魂を出雲國より大倭國へ國
邊の今貢置て鎮しめ玉へるものあり云々
八百丹杵築宮靜坐支 考云八百丹とは多くの土をいひ

そを杵として築といひかけたり○後釋云杵築といふ名の
由は風土記に八束水臣津野命之國引給之後所造天下大
神之宮將奉皇諸皇神等參集宮處杵築故云寸付神龜元年
改字杵築とあり

汝穗日命波云々仲賜志次乃隨爾 考云かの大名持命の祭
は穗日命のなすべきものと皇祖神の宣ひとは大名持命
を敬祭て且御孫命の御代をも遠く祈奉らむ爲あること
爰にて知らる云々○後釋云仲は負せと同言にして其事
を負持しむる由なり○講義云詔辭解に天皇御子之阿禮
坐車彌繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て
天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云りとあるは
實にさることあり下に天津次とあるも之は同ト云々此

事次なる御禱の神寶献長久奏とわるとあるへかられり猪右の止仲え親神魯岐神神魯美命宣久とある宣字をうけたるなり

供齋云々 講義云こは前より大御世乎手長乃大御世登齋止
爲互とわると應へたる文なりその供齋とは上にも引る
臨時祭式に國造賜負幸物還國深齋一年云々とあるを云
若後齋時者加後字とい後供齋仕奉互と云べきにて同式
に又後齋一年更入朝奏神壽詞如初儀とあるを云あり
神乃禮自利 考云禮自利の上に禮代と書たるにて大凡聞
ゆされど自利は留志の約利にて禮の志と云こと也
紀に物實の字をモノシロと訓と是に同ト○講義云大國
主神國去の時に其禮實の物を天穗日命に託て其大神の

皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に献
り玉へると天穗日命の復奏したまひし時より天津朝廷より
擊奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造が熊野杵築兩神宮
に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮實
とて献るを以いふなり禮自利の云々敬禮乃表に奉る
物實と云ことにて神に奉る幣帛と禮代と云も其意味同
ト云々自利の志呂と同トく物代又の代物などいふ代な
り○今按に考に穗日命より彌次々の神たちの禮代也と
いえれぬれと講義の説いと宜しく覺ゆれハ之に従へり
臣能禮自登 考云國造が禮代也利を省くを唱る調の爲な
らむ○講義云右の如く神の禮自利の大國主神乃此國土
と皇孫命より避奉らせ玉ふ表物なるがそれに並べて天穗

日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此二を
合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代々朝
廷に神賀吉詞奏す禮實の捧け奉れるものと見ゆるが云
々○さてかく神乃臣のと重ねて云ふ事の始め大國主神
の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御
許に献り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のま
に天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの兩神宮を
伊豆の眞屋に令請奉りて一年の齋をなまつ、御禱の神
寶を成し整へて奉れるその出雲臣の献れる禮代也とい
へども神の禮代を取持て捧ぐる由なり○天穗日命天夷
鳥命云々此二柱神は専らとは大國主神を媚鎮めて現事
顯事を事去らしめて八百丹杵築宮に鎮り坐さしめ給ひ

て其大神の國讓の御禱の神寶を神の禮實と取持して已
命等の天神の大御命を奉て八百丹杵築宮の祭祀を主り
て皇孫命の大御世と手長の大御世と堅石に常石に齋奉
り茂乃大御世に幸ひ奉る由の言を神の御禱の神寶に副
て臣の禮實と天神の御許に献上たまへるよて是ぞこの
神壽詞を奏す起源には有げるかくて其天穗日命は天上
に留り坐て降りまされ其御子天夷鳥命此國に降りて熊
野杵築兩神宮に仕奉て出雲臣乃遠祖とはなれるもの也
御禱乃神寶献長久奏登考云かく申て次々其献物を詞と
て御賀と申すあり云々
白玉能云々後釋云御白髮生給ふまで御命長くましまさ
むといふあり○講義云臨時祭式に玉六十八枚とある細

書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉冊四枚と見えたる
是かり○すべてこの白玉能赤白能かどある能は如字の
義かり此白玉の如く大御白髮の生玉はひままで大御壽長
く大座坐むと禱白せるなり

赤玉能云々 考云御病おはしまさる大御顔の色をたじ
ふ上の水分の祭に赤丹穂に聞食と云ふに均し○後釋云
他乃祝詞など豊明^{アキ}明坐とあるも明は借字にて同意
也わからしはあかりを延たる詞にて赤らむと云に同じ
青玉能云々 考云水枝は借字にて稚枝をいふ万葉三^今十
五十槻枝丹水枝指とあるも水は借字也此外をかき事と
みづと云は冠辭考にいひつ云々○後釋云水は考の説の
如し江は借字にて可愛玉なり行合とは緒に貫たる玉と

玉と相並ひ着きたる所をいふ鵲^{カサギ}の行合の間など云と同
ト譬たる意ハ此玉どもの相連りて並ひ着たるさまのよ
く調ひて亂れざるが如くに天下とととのへ治め玉ふ由
かり考に木の水枝の如く見ゆる由よ云れたれと然見え
むからに推てみづ枝といはむこといかゞ云々○講義云
青玉ハ青石を磨きたる玉をいへり云々

御横刀云々 講義云臨時祭式に金銀裝横刀一口^{長二尺六寸五分}
とある是かりこの旬上に明御神云々手長の大御世乎と
あも長に對へて廣といへるなり借太刀に八握劔十握劔
など云は長さを計ていひ又尾羽張など云は其鋒の張廣
これとといふ廣矛など云も是に同じければ其横刀の長
く廣さを以譬といへるものなり誅堅ハ御横刀と打鍛ひ

堅めたる如く大御身堅かよ大座て大御壽の長く遠く天下を知しめせとなり云々

白御馬 講義云臨時祭式に白眼鶉毛馬一匹とある此をも

て禱申せるなり和名抄に赭白馬とある是あり其下は漢

語抄云赭白馬鶉毛也と見え彫白雜色馬也と見えたり

前足爪云々 講義云その献物の馬を奏神賀事の庭に引て

参ることを云り踏立といひて踏み行く事になるあり

大宮能云々 講義云皇大宮の内重外重の御門くの柱に

て其馬の踏て過行く所を以ふなり

上津石根爾云々 講義云上より云下とたる意ハ祝詞に下

津岩根爾宮柱太敷立なぞ大宮造の堅固なることと讚申

せる其意味を以馬乃瓜して柱根の地を踏堅め凝すを賀

たるなりさて上津石根と下津石根と並べたるは文の章
をなせるなりと雖いふ意は此大地上より地底の際限ま
でもと云なり

疑之 今按よ本に凝立とあるを後釋に立は志の誤と講
義よは之の誤とせりこは之なること疑ひなり

振立洗事波 考云耳なり○後釋云耳と云さるは即て次に
耳能とある故なり云々耳能は此馬の耳の如くといふ意
なり

彌高爾云々 後釋云馬の耳は高く立る物なる故に彌高と
いふなり大稜詞に高天原爾耳振立はあも高天原に千
木高知と云と同一くて高き由なりさてかの大稜にては
神等の疾く聞玉ふ表に云るをこは疾く聞召す由には

あらざたゞ彌高と云む料のみにて此馬の耳の高さが如
くにと云るなりさて天皇の天下知し食すを彌高にと云
は御代の彌益く隆盛ある由也万葉に高殿を高知座而
なご多くあるも宮殿にかけて盛し知し食すことと云る
なり六卷に吾大王の高敷す日本國者なご宮といはでも
云るにて知べし

事志太米 後釋云志太米ハ下見えにてその下形の顯はれ
見えたるといふ今世の言にも下地下づくろひなどすべ
て物の基かねての設けを下某また某下といふこと多し
下形とは雅言にも云りさて見えを米と云え常なり○今
按に講義に事の下に能字脱たるかと云るは然ることあ
れど無ても惡からじ又志太米は爲給へに同じとあれど

予はなほ後釋に従ひてありぬべくおほゆ

白鶴乃云々 考云是は古へは久く比じいひ後世は白鳥と

云て水鳥の白き大鳥也然ればこゝハ白き久く比と訓べ
ければ他の色も有をは白き云々といひたゞ白きのをな
るをはえら驚えら雪といふ例おればさは訓べからざら
らはえら久く比と訓んも言よるしからせ又白字を捨て
久く比と乃と訓むとすれば此文の字と用ると例に違へ
りかくて紀ハ白鳥とあるも皆この久く比の事とおほし
き由あるに後世も是を白鳥と呼て他おければこゝをこ
ら鳥と訓むなりハッテと字音に云く生とは生ながら
籠にこめて御玩に献る也仍て儀式にも式にも垂軒と註
せり云々○後釋云式ハ垂軒と注したる垂字は乘の誤に

て輿の如き物に乗するを云ふ軒は車なれども是は輪ありて挽く車にはあらト昇く物なるべしさて此鶴と献ることは本牟智別命の古事に依て也と或人の云るさもわるべき事なり彼命は垂仁天皇の御子にて鶴の事古事記書紀の其御段に見えたり○講義云白鶴は臨時祭式に白鶴二翌軒乗とある是なり生御調は生あがら奉る也云々式に御贄五十昇とわるとれに別たむ爲に生御調とは云るあり玩物え其白鶴の生御調は御贄として奉るあらき故ありて御愛翫の料に奉出すことなる故にかくは云るあり云々此白鶴の生御調を奉れるえ垂仁天皇廿三年御紀云々湯河板學献鶴也譽津別命弄是鶴遂得言語とある吉例は依ることと云ふ更なるに此時の事を古事記は出雲

大神の御心と見え姓氏録に詣出雲宇夜江捕貢之とあれば由あることあるべし

倭文能云々考云倭文は皇朝の上代の布にて式の頃までも有、也青筋ある麻布ありけむことなごは冠辭考に委しくせり○後釋云倭文の冠辭考に云れたる如く古のよき布にて筋を織たるなり志豆とは即須運といふ事なるべし今いふ鳥織あり此を鳥といふえ狭門なり然云こゝろえ古のえ筋の間の大に荒りけむを後にばそと細くこまりに織たるも出来てそれを分て狭間織と云しが又後には古の鹿きハ廢れて其狭間織のみ廣まれるら遂に筋織の總名とはなれるあるべし考に倭文を青筋ある布と云れたれど筋の色は青には限るべしら若彼釋日本

紀に云るは偶青筋あるが残り、やあるべし倭文能た白玉能赤玉能耳能かよ云ると同例にて倭文の如くといふ意也多親爾ハ親字を假字に用ひたる事は例も無くいり、に聞ゆれども多志爾といふ言古く有てこゝに能叶へり古事記允恭段の歌にさ、はにうつやあられの多志陀志爾るねてむ云云雄略段の歌に多期美陀氣多斯はるねき出雲風土記島根郡手染郷の條に此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云耳この丁寧もタシニと訓べし然らされは手染に縁あり万葉十二に慥使乎云くなどあり多志爾ハ慥はなりさて倭文よ云る意ハ彼布の節の鮮かに慥に分れとほりたる如くは天皇の大御心たしやかよませとせと也

彼方能古川岸云々 後釋云古川の彼方此方の岸といふ事かよを文よ古川を二に分て云るあり
若水沼間能 後釋云この水沼間いと心得き云く故思ふよ若くは若久留須かりけむを久を水に留を間に須を沼よ誤れるを後に又さうしらにその間沼を下上よ置替て水沼間とはあせるか如此云故は語の續き古事記の雄略天皇の大御歌に比氣多能和加久流須婆良和加久閑爾とよませ玉へる例あり楮献る御贄の中に栗もあつまつきての祝詞からむかと思へばなり栗栖ハ栗林なり云々
○今按に講義祈年祭條の注よ若水沼間爾生立る木の彌若枝の指す如く若やき坐と云也とあれと神賀にハ後釋に從へり生立る若水間とあるを水沼間に生立る木と見

むと取難くおほゆ

彌若叙爾云々 後釋云若ええ若や等の古言也云々

須々伎振遠止美乃水乃 後釋云須々伎振は滌振にて振滌
と云は同く其内こゝの振といふ事重き故に下に置り振
は動りずを云て滌々状也遠止美は淀かり今も此伊勢人
かさは水の淀むをも又事の盛あるが弛び靜まるをもを
さむと云り借かの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神
代にめでたき由縁ある水なる故に國造の此齋にも用ひ
初る事なれば御贄五十昇の内にも雜へて此水を献るな
るべしさる故は此言へあるからむ云々滌振と云は彼神
代は阿遲須伎高彦根命の御身滌ますとあるよつきて云
るにて袁止美の水とは川にて身に濡れ物にまれ滌ぎ振

れは其勢にて流るゝ水の淀みてやゝ上様へも沂るゆゑ
に云り云々○講義云水を献れるにわるべからき國造の
襖祓より始て其種々献る五十昇の御贄にも此水を振滌
ぎて清めたる由あり

彌乎知爾云々 後釋云本に彌乎知爾御表知坐とあるは決
て誤あり云々彌は彌あり表は袁なりけり云々さて乎知
とは何にまれ初の方へ歸るをいふ言にて老たる人の若
がへるをも云りこゝは彼川水の滌ぎ振る勢にて淀みつ
つ上の方へやゝ歸りくずるを彌乎知と云て天皇の彌
まゝに若りへり坐む事に申せるあり云々川上え上より
流れ來る物なる故に上の方へ歸るを乎知と云り云々
麻蘇比乃大御鏡乃云々 後釋云鏡は献物の中の一様ある

故に譬に云るにて押をるして見をかばす事の如くとの
曇あき鏡の面を見玉ふが如くと云るにてその如くに天
下を明かに看をなはし知し食さむと云なり○考云意志
波留志天の押し晴かじ也○講義云臨時祭式の献物の中
に鏡一面徑七寸七分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ほりり
も曇りたる限なくして眞に澄明けきを云なり神代紀仲
哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み万葉十三に眞十見鏡十
六に眞墨鏡なども見えたりされは比を濁りて毘と訓べ
さかと思へども猶字の如くにてあるべきなり續紀の詔
に宇倍奈彌とあるは諾ノカなるを彌と通はし云る例もあれ
ばかり

安久平久所知行牟云々 講義云神代紀に寶祚之隆當與天

壤無究者矣と天神の言壽詔たまへりし如く大國主神の
國去の時に然白し玉へると天穗日命傳へ申し玉へりし
跡を踏て國造の神壽詞を奏す趣を述べたるにてこは始に
天皇命乃大御世乎手長乃大御世止齋としてと云出たる
より始て又其中間にも汝天穗日命は天皇命乃手長乃大
御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉
奉登仰賜志次乃隨ともあるを合せて終めたるものあり
此すなはち天神の大御命を受給はり傳る趣なり
御禱乃神寶爾擊持云々 講義云神賀吉詞白賜久登奏へ
かくれりさるは上に謂ゆる種々の神寶に寄てそれ
に禱言を申述べられはなり

天津次能云々 考云穗日命より次々に今の國造某まで絶

せき賀申奉るといふなり云々○講義云、上は是より親神魯岐神魯美命宣へ天穗日命波云々止仲賜志次乃隨と見えたる如く其天穗日命の天、朝廷の返事申上給けり時更に天神の宣ひ附らせ給りし事の有に依て其子天夷鳥命の高千穗宮に参向けむより其裔の出雲、臣等世々仕奉を以てぞ天津次とは云也ける然れば此詞も固り其時に成たる物にて人世の作に非る事上に註るが如し但獻物の如きは其時々のみの少異ある可れば詞も聊替も有つらめども其大旨の易れるからねは甚々尊き文かりかし

○
中臣壽詞 講義云文は天神の壽詞とも又略ては唯一壽詞とのみ云り此と中臣壽詞と云て其題名の如くなる

を人も然思へるは高千穗の皇大宮に初國所知食皇御孫命の大嘗の大政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕奉りて天降給ひし中臣、上祖天、兒屋命より次々相傳へて天神の壽詞を稱申せりしかは其中臣の氏人の奏す壽詞といふ意味ありさて此を天神の壽詞としもいふことは皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由ある事云も更あるがこゝ同じ神語の中にては皇御孫命の天津日嗣の高御座に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に照し明らし御坐て齋庭の瑞穂を聞食む事より皇神の御中皇御孫命の御中執持て茂槍の如く木末傾け中在中ありて中臣の仕奉る事を言壽き申述るか故に殊に壽詞とは云るにて神祇官なる中臣奏天神壽詞の義解に謂、以神代之古事、爲萬壽

之寶詞也とある是なり云々さて此天神壽詞の事を御紀
に載られたるは持統天皇四年春正月戊寅朔天皇即位の
所に神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞とあるは神祇令に
凡踐祥之日中臣奏天神之壽詞とあるに合へり次は同五
年十一月戊辰大嘗神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞とわ
り云々

現御神 講義云現御神と稱奉る事は掛卷も甚も長き天皇
命は天神の御子とありて顯國に現はれ坐る大御神
と申し奉る意はへあり此事委しくは出雲國造神賀詞に
云り

大倭根子 記傳云根子の尊稱にて景行天皇の御子よも倭
根子命と申すあり凡人にも記中に難波根子神功紀に山

背根子などいふ名見えたり天皇の大倭國所知食を以て
倭根子と申し奉るあり○講義云根子の根をその土着す
る國土と云にて島根國根などの如く子は其地よ生坐る
と以然稱へ奉れるが何時となく尊稱とい成れるものな
るべし云々所知食よりは其地に生出て住着せ給ふ方返
りて重く聞えられたれば其方に心得べくやあらむ

天神乃壽詞 講義云次に皇御孫尊波高天原事始云々
より瑞穗乎平久介所知食と云ふ迄をいふあり

稱辭定奉 講義云稱辭は此天神の壽詞あること右文にて
明なり定奉とは彼皇御孫命の御天降の時に事依り奉ら
せ給ふ大御詔を以此詞を始めて製りて申し初たる時の詞
かるを其任に用られたるなり云々天神の仰授け給ふ大

御詔を奉りて此詞を仕奉れらるが故に定^久申とは云へる
まなむありける

天都御膳遠 講義云天津神の事依し奉り給ふ水穂を以仕
奉る御膳なるが故に遠の辭を用られたり云々大嘗祭詞
に天津御食の遠御食と皇孫命の大嘗聞食む爲故にとあ
るは句を隔て天御食の大嘗聞食む爲故にと連^連聯るにて
同詞ながらに其用意同トらざるあり然れば天津御膳
遠と瑞穂遠と遠辭重^重復りと雖少も妨無き者なり 玉勝間
に遠字
は必ず乃なるべし遠にても開ゆる如くなれども 右の大嘗祭
に瑞穂をとあるべし遠と重れりと云れたれども
詞に依て思ひ誤られたり 詞に依て思ひ誤られたり
り り

由庭爾 講義云齋場にて悠紀主基の大御政を行はさせ給
ふ大嘗宮と云かり云々抑由庭の起源はとも保食神の御

身より種々の穀物の成出^時始^時ま天照大御神の甚悦はこ
て此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を
天狭田及長田に殖しめ給へりしは其秋垂穂八握に莫
々然て快く實成れるを取めて大嘗聞食す時^時は新宮造り
給へるまなむ由庭にはありける神代紀御天降に天照大神
又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒と見え
る齋庭は高天原にて天照大御神の毎年の新嘗を所聞食
齋庭を云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場
に於て所知食せし仰せ給へるよて此に引る御紀の趣に
異ならせ

所知食 講義云こは上に安國止平^介所知食より相對へて
全とは御國を知食す御事と兼併せていふ所なるが故に

所知食とは云は下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ
給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云ひざりけるも
のかりは玉勝間に由庭爾所知食の知字に聞あるべしと云
る故は深くも考へす一通りに軽く見られた
なり

天忍雲根命 今按に天忍雲根命は天兒屋命の御子ある事
藤原氏の系圖に見えたり

天乃二上仁奉上天 玉勝間云此は天忍雲根命遠神漏岐神
漏美命乃前爾受賜里申爾天乃二上爾奉上天と語を次第
て見れば能く通ゆるなり○史傳云高峰の進り上れる状
の二つに分りし故に負る山名かれは布多賀美と云ひて
は語の道は叶はき必き二能煩理と云はてはあるまじき
語の格なるよ云と大同本記の天二上命と別本また他の

古書どもに天二登命と書たるも多かり二登と書たるを
は布多能煩理と訓むより外なけれは此を例として二上
をも然訓むべき事論あるまじくこと○又云天津御國に
ある山名あり筑紫あると同名あるは此も峰の二つは進
り上れる山にやあらむ天照國も此國も上下り往來し給
ふ山の然同じ形にて同ト名なるは深き故あることなる
べし

奉上天 講義云天兒屋命の事教へて皇御孫命の水取の大
御使に立奉り上る由なり

受賜里申爾 講義云皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津
水を受賜はら令め給ふなり

皇御孫尊乃御膳都水 講義云皇孫命の大御膳に仕奉りて

所聞食む水を云なり神宮雜例集に擧たる大同本記に皇
大神宮皇孫之命天降坐段に天牟羅雲命御前立天天降仕
奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水
爾在利と見え二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中
國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜
云々と見えたり此二を合せて思ふに古昔は湖水の儘に
て荒く熟りらさりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二
柱を相並べて御膳津水の事を申しよ天上にハ立奉り上
させたまへる者なり

宇都志國 記傳宇都志伎青人草の條に云書紀に顯見蒼生
此云宇都志枳阿鳥比等久佐とありて私記に顯見者見在
之義也とありりれば宇都の現志伎ハ嬉悲ウレシカランの類の志伎

にて辭なり云々

天都水 講義云大同本紀に天忍石の長井の水を取入盛天
誨給久云々遺水波天忍水止云天食國乃水於爾灌和天獻
初と見えたる是よて石に觸れて水の清く澄と以てなり
云々儲ことの天都水の天上の水といふことなり云々
天乃玉櫛 史傳云玉串は玉を飾り付るより出たる名ある
が玉を着さるをも美稱てハ玉串と云へり今の玉串は此
を刺立て五百箇の生出たるを思ふに一つはあらし神
代紀に五百箇真坂樹八十玉籤五百箇野篤八十玉籤とあ
る如く數多くの玉串なるべし○櫛は串の借字也

此玉櫛刺立天 講義云高千穗皇大宮よて新世の大嘗の
齋庭に刺立て天水を求むるあり以來大嘗の大御酒と醸

り大御饌に炊き用させ給ふ料の水は此事を行ひて天水
を得て仕奉れりし事決ハツキ云々儀式に下ニ定御井所云々式
は其井二處ト訖御井者造酒兒始掘造酒兒御井者稻實ト
部掘とあるかと此ト定して掘る御井はとも昔ハ此文の
如くして求させ給へりけむを中古よりは唯ト定めその
ト食たる所を掘て水を得る事とはなれりしあり
自夕日至朝日照 史傳云夕日の降タリより其夜すがらに夜明
て朝日の豊榮登るまでを云ふ 申時トるより翌日の辰、
時過るまでよや當らむ ○
講義云夕日照より朝日照に至るまでと云ふ事なるを一
は省ける者にて此は薄暮の程より翼朝平明までを云ふ
天都詔戸乃太詔戸言違以互告禮 史傳云大祓詞にも天津
祝詞乃太祝詞事平宣禮如此久乃良波云々とあり彼も此

も共にその太詔戸言え別に傳へ給ひし故に此は漏れ
たり○今按よ此の太詔戸を史傳よは伊勢神宮の書とも
に見えたる天之忍石水てふ言なりとし講義よは此言の
上に猶りの登保加美云々の詞をも告る事の由云へり此
忍石水は實に動まトき考あるを登保加美云々ハ信ひ難
し猶此事は別よいふべし

麻知 玉勝間云神名帳よ左京二條坐神二座太詔戸命神櫛
眞智命神とある眞智由ありけかり此二神は大社の列よ
だよ入たまはさるに相嘗祭に預り給ふは大嘗に殊ある
由縁ある神なるべし○史傳云太詔戸を告つ夕日より
朝日照よ至るまで待ちおはと勅ふなり○講義云麻知は
神名の眞智と同トくして智ハ物を智識古言なるが又的

といふ義に同じく太兆の事にして其兆を標的とあてて
其事を下合ふ故の名なり云々かくて右の太兆の鹿トよ
まれ龜トにまれ占兆を彫て灼くを町とも町形とも田町
形とも云て方ある圍の中は縦横の筋あるものなり云々
さて此詞の麻知は右の太兆の町の如きよはあらぬども
其天八井を出し給はむ所の兆よ由都篁を生出しめて麻
知となし給はむとの意にて鹿ト龜トの町よ其義相通へ
るものなり是以太兆の麻通と麻知と同意の言なること
を明らかにすべきものなり○今按ふ麻知と麻通と通ふこと
尤誠に如此なるべし然れどその麻知を物を智識る古言
にて的といふに同じとあるは信ひ難し

弱葦 玉勝問云葦字は赫字を誤れるからむ赫を畫の借字

からむ弱畫とは正午前より前を云ふ可ければ上の朝
日照に至る迄とある續の時刻あるべし○講義云この麻
知よ發見たる物にて實は弱赫の如く次ある由都篁の筍
に對たるなり弱といふ人の更に云はば又草木をさし云
ふも未だ成固らぬ意にて若櫻若栗林をさし云ふに同じ
由都五百篁 史傳云師説よ由都五百重りて如何由都は即
五百箇といふ言かれはなりとあり信に師説の如く神代
紀に五百箇とあると古事記よ湯津とあり由都は五百箇
の約言よて數の多きをいふ言なれば此は重りたる如く
かれど又思ふよ此由都の五百箇と同語の由都から伊
都の義にや然もあらは清淨さ五百箇の生出る由あり
とまた由都とも云ふ可きは伊岐篁の和名抄に和名多加
連と豐連ともあるにて知るべし

無良俗云參加波良竹葉也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十五籤野篤八十五籤と二種あるを今の玉串は野篤なりと故にそれ物實となりて篋の化りにや云く○講義云弱蒜と共に幾莖も成出たるよて五百箇眞坂樹八十五籤五百箇野篤八十五籤おとの如し篋は常に竹林をいふ事をれど此は決めて筭にてあるべしそは蒜も弱蒜といへば若竹ならでは事實よ叶はま○今按に右兩説姑く併せ存す

所聞食由庭乃瑞穗連 講義云天神の事依り奉り給へる天津水を以汁にも實にも和て聞食さむ齋庭の瑞穗を云くといふ事よて上よ千秋乃五百秋雨水穗連平介安介由庭爾所知食云くとあるに對へるあり

太兆乃卜事云く 講義云齋郡卜定の卜事に仕奉るあり大嘗祭式に凡踐祚大嘗七月以前即位者當年行事八月以後者明年行事此據受讓即位非謂諒闇登極其年預令所司卜定悠紀主基國郡奏可訖即下知依例准凝と見え儀式よも其事を記して大臣奉勅召神祇官密封令卜定悠紀主基國郡奏書訖即下知其國云々とわり云々

悠紀爾云々主基爾云々 講義云今卜食の國郡を云あり○天武天皇紀五年神祇官奏曰有新嘗卜國郡也齋忌則尾張國山田郡次丹波國訶沙郡並食卜齋忌此云論既私記云次次齋忌也○通證云神膳之儀兩度以後度爲次也○今按悠紀主基の名義説多し然れども紀の文字の如く心得るぞ穩なるべき故他説とは引出き

物部人 講義云武事を以仕奉る人をものべといふそれ
には非だ何となく朝廷に仕奉る人を泛くものいふと云
そは物の部領を云ふ此も其類にしてべの差別なき記傳
十九云いれ式は齋場雜色人と云ふ是なり儀式にハト
定物部人十五人と正しく記されたりト定田及雜式人等
歌人不ト造酒兒一人御酒波一人篩粉一人共作二人多明酒
波一人以上稻實公一人燒灰一人採薪四人歌人廿人歌女
廿人並女と見えあり
酒造兒 講義云式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加
都古以當郡大少領女未嫁ト食者充之と見えあり未嫁女
をもて充る事なる故に儀式にハ造酒童女と書て同じく
神語佐加都古と訓れあり此即物部の人等の統領にして

何事も此酒造兒を必だ先に立ることなり

酒波 講義云式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあ
り儀式ハハ大酒波一人多明酒波一人と見えたりさて造
酒兒は黒白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に屬て醸り
終るべければ酒波の波ハ嘗にて醸と云と同意の古言と
聞えたり多米酒波は大多米院の黒白二酒の事を主れる
なり御酒波の御ハ大の義おれば意富と訓むべし多米酒
に對て大と云るなりさて在京齋庭なる造酒兒の仕奉る
手代の如くなるを大多米院にては
其長として仕奉るなれば波は醸にて其
身の任として仕奉ること彌炳し云ふ
粉走 講義云式に篩粉一人とありて以上並女とある其一
なり儀式には粉走二人とあるを改めて一人とは成され
たるあるべしさて篩粉の篩字ハ義を以填られたるあら

むと覺えて和名抄と閱るに竹器類に篩和名布流比除蟲
去細之竹器也と見え造酒司かる踐祚大嘗祭供神料に絶
篩十條と見えたるを新嘗會黑白二酒料條に絶大篩三
條の下に一條篩灰二條篩酒とあれば白黒二酒を篩を以
漉て滓を去り又藥灰とも篩ひ漉すかどに仕奉るなり云
々又これのみからぎ粟の殻を去たるを篩もて殻を走ら
せ去て米どかち又搗たる米をふるひて糠を走らし去て
精米を分る等の事に仕奉るあり
灰燒 講義云式に燒灰一人と見えたりこの男を以令供奉
玉ふかり云々式に造酒司酒部一人率燒灰一人駈使一人
入下食山先祭山神燒得藥灰一斛とありて藥灰の黑白二
酒に混和る料なり

薪採 講義云式は採薪四人と見えたり此も男なるが灰燒
に属て仕奉る者と聞えたり
相作 今按に作字もと候に作る玉勝間は作あるべしとあ
るに依て改められたるあり○講義云式に共作二人とあ
りて以上并女とある群むらかり儀式には相作四人とありし
を後に二人よは改められたるなり云々儀式酒造兒童女
先之とある割注に大酒波仕女等とある仕女はこの相作
なるを以考るに造酒兒は其長とあれば酒波と相作とは
をを輔相て共は仕奉るなり此文を式に造酒兒先下手
次諸女共春とある共字を用て共作と書れたるを思ふべ
しさて此共作のみ二人なる一人は酒波に属て共に仕
奉り一人は多明酒波に属て共に仕奉ることと見えたり

稻實君 講義云式に稻實公一人とありこは男なるが造酒
童女は黑白二酒の事、仕奉るを稻實公の御飯の事に仕
奉るなり云々式に凡拔穂者云々稻實君云々其行列者御
飯稻在前云々引道とあるを儀式に就中以先拔四束別納
高萱御倉會日稻實公自餘爲黑白二酒料と見えて御酒と
御飯との料を分たり

大嘗會乃齋庭 講義云大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ
大嘗會とは辰日以下の宴會を云ふこと云々すべてと
ねて大嘗會と云るも常に多り云々齋場は在京齋場を
云々ともおほゆれども上に千秋の五百秋に云々事依奉
とあるに照應て思ふに決く大嘗宮と云るが此續に持齋
はり參來てとあるハ齋郡より在京齋庭ハ入る事を云る

なれば同事の重複れるを以彼此を合せて大嘗の齋庭と
は云ふ也云々大嘗宮は天照大御神の大命もて事依奉ら
せ玉ふ天津日嗣の水穂を万千秋の長秋ニ聞食始させ玉
ふ齋場なり云々齋郡なるを在京のをも共に齋場といふ事決さるなり此大嘗宮を根本として言初たる

持齋波利參來 講義云齋郡より在京齋場へ運ひ在京齋場よ
り大嘗宮齋場ハ持參來る事を合せて云へるなり

今年十一月中都卯日 講義云大嘗祭新嘗祭とも、當日を
用ゐらること甚と古き事と聞えたり云々決く天兒屋
命太兆の卜事をもて仕奉て定め奉り玉へる物ありけり
由志理伊都志理 講義云齋實嚴實よして上に大嘗會の齋
庭に持齋はり參來てとある物實よして下文に所謂悠紀

主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事あるがそは
辰日の宴會と天皇の間食す直會の所の文なる故と此
は重復と省きて其物名は下と讓りて齋實嚴實とは云る
にて彼高天原にて間食す齋庭の穗を吾御子と御せ奉る
と勅たまひて事依り玉へりし狀を擬はせ奉り玉ひて此
卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場と天照大御神と薦め奉
らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉
ふ物なるをもて齋といひ嚴と云て其實を稱へたるあり
云と齋とは忌慎て汚穢を遠く避る意嚴は汚穢を滌穢て
明く清れる意なるべくを思たる志理は出雲神賀詞に神
乃禮自利臣乃禮自止云々次と其餘目を分て白玉乃云々
赤玉乃云々など種々の神寶と並べ云ひて其終に御禱神

寶乎云と神乃禮自利臣乃禮自止云々とわれは禮の實に
物を捧け奉るを云あり是を以由志理伊都志理の志理も
下に持恐と恐と云くとあるを以辭しあはらせて物實な
る事を知れるなり五勝間に由と齋伊豆は嚴めて共に清
めよることなり云と志理の齋まはり
清まるとりの如き辭と聞わたりとある
は考へ漏されしものなりけり云と

持恐美云と講美云上に持齋はり參來ての持と同トくと
て齋郡より仕奉る物實を持撃るを云るなれば常と輕く
添へ云ふとは違ひて其意いと重し

月内爾云々 講義云上の太兆の卜事を持って奉仕より應て
今年十一月中つ卯日に云々とある是なれば其前にいふ
べき所なるを如此あるに如何と云よ今悠紀主基の大嘗
の供物を獻ることは卯日なりけれ其獻るまでの間の事

は悉くよ時日と卜定て仕奉れりけれハ其事を合せて爰
に此言を置たるよて前後よ少かの弛みかく文意上下に
貫通て奇異に靈く整へるハ天兒屋命の高千穂に事始て
仕奉り玉へりハ古文のまくなればあり

悠紀主基乃云々 講義云上よ云はゆる齋郡の稻を以在京
齋場にて仕奉れる大御酒大御膳を献る事を申述よ其國
郡は上に云れば唯名目を出せるなるハ悠紀主基の國の
と云はむか如く又朝の御饌夕の御饌のとも云むが如し
云々悠紀の御饌ハ卯日よて夕の大御膳あり主基の御饌
は辰日にて朝の大御膳あり引續きて豊明節會は直會に
て中臣壽詞ハ其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ること
云々職員令大嘗の義解よ謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神

之相嘗祭夕則供新穀於至尊也とあるは右の悠紀主基の
國より供奉る夕曉の大御饌をいふ夕則云々は其直會の
豊明を云あり然るは引續きて行はると故にこそは卯日
とは云れ主基御饌は寅刻なれば既に辰日の分なり云々
相嘗とは天皇の新穀を聞食すよ就て公事根源に云れた
る如く伊勢天照大神を勸請申されて天皇の大御自供ら
せ給ふあり由奉幣と奉らせ給ふをもて知るべし云々天
皇大御自親大御神を齋き奉らせ給ふ大御祭とは申す中
よも天皇の御方を主として相嘗とは云なりけり相とは
相殿相作おとの如く其主たる者と共に並ぶ由なるを思
ふべし然れば神と君と饗を共よ爲給ふ由ありけりそは
下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とあ

辭にて知るべし云々朝則諸神之相嘗祭とは天皇の御
事を兼たふ文あること灼然きものあり是は大嘗祭に
有ける先に式に卯日平明班幣鳥於諸神とあるそれが
四時祭式十一月條に相嘗祭神七十一座とある此
を祭らるゝならむなど思夕則供新穀於至尊とは豊明節
ひしは猶足らざりけり
會あるが此は神事畢させ給ひて其解齋の供御と聞食し
又臣下にも賜はる事あり先にこの朝則云々夕則云々
とあるは夕則とも天
皇も
嘗聞食と神にも相嘗を供らせ給ふなれば文に朝則云々
夕則云々と記されたる物あらむと思ひしと非ありけり
云々○今按に此等の事を予考わればいと長ければ今は省
けり別に云ふべし

黒木白木云々 講義云黒白は正字にして木は借字あり儀
式には黒岐白岐と記され續紀には黒紀白紀三代實錄に
は黒支白支造酒司よは黒貴白貴と種々に作るは何れも

假字なる故あり万葉十九新嘗會肆宴歌よ天地與久万氏
爾万代爾都加倍麻都良牟黒酒白酒乎とあるは正字を以
書るものあり○詔辭解云この色の黒きと白きと二種の
酒なり上代の酒の名よ有けむ其造法を考るに儀式に
以藥灰和御酒五斗和内院白黒二酒五斗和大多米院白黒
二酒と見えたる藥灰と云ものを灰焼とて此灰を焼く役
人ありて山に入て焼得ることなり借件文よ依るに此藥
灰白酒にすると黒酒にするとの二種ありて各を和す
に依て其色黒と白となる事と聞えたり然るを造酒式
には新嘗會白黒二酒料云々其造酒者云々熟後以久佐木
灰三升和合一瓊是稱黒貴其一瓊不和是稱白貴とあるは
かの儀式の黒白とも和すと異あり式の如きハ白酒は

灰を和さる尋常の酒と聞えたり世々を經るまゝに變白ぬるにや又中原康富記には二酒ともに醴酒也として始始自其色也黒者上聊振鳥麻粉と云るハ又後の事にていさとか其色を見せたるまであり

天御膳乃長御膳乃遠御膳止 講義云其本ハ天神の事依依奉り玉へりし物おれども此國土に成れる物なるが故に天津御膳と聞食せと申す義おれは同じ續けなれども遠御膳止とある止辭究めて重くして天津御膳止爲且といふ程の意にて上ある天津水止所聞食と見えたと同じきものありさて此は黒木白木の御酒をより受たれば酒をのみ指すが如くかれども然らば大御膳の事を本として右の二を兼たるある事上文ハ天津水を云々瑞穂を

云ととあるをもて知るべし

汁仁實仁毛仁

講義云汁とは悠紀主基の黒酒白酒の大御酒を

とあるそれを指せるなり云々實とは所謂稻實にて朝夕の大御饌に仕奉る御飯にて右の天御膳と云へる是なり赤丹乃穂毛仁 講義云毛は軽く見るべし玉勝間ハ毛字ハ衍也云とと云はれたるは上の二所の例に重く見られたるおめり○今按に赤丹乃穂の事は祈年祭の下ハ云へれば今ここと略す

豊明云々 講義云下ハ與天地日月共照志明志 御坐事仁と

あるへ應應く文なり云と借上古には卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり主基方をも附て行はる己日主基節會あり其前前ハ在といへども主基は附て行はるとなり午日豊明節會

なり以上此を五節といふ然れども右の五節とも古の
一日の公事なりしを三日に五度も行はると事ある故に
何れも豊明節會とは云あり云と豊明とは大御酒を聞食
のみならず大御膳を聞食ても其氣の身體に充溢れて殊
よ大御顔の照明らみ給ひ丹穗の如く咲榮え給ふ由ある
が中にも大御酒の此上無く優れたる故に豊明と云へ
は酒宴の名となりけり故に記明宮よ天皇聞看豊明かと
ありて聞食御酒とはいはざるあり

天都神乃壽詞 講義云上にも注せる如く皇御孫命は高天
原の事始て云く由庭に所知食と見えたる是なむ天神の
壽詞なりけりそと本立として又此に水取の政を述べて
夫より其瑞穂を以大嘗仕奉る事の件々を演るが故に稱

辭定奉とは云るにて常に稱辭竟奉といふとは異なる事
上に此詞の出たる下よ注せるが如し

皇神等母云く 講義云悠紀主基の齋場に迎參らせられて
天皇の大御自大御手以朝夕の大御饌を供奉らせ玉ふ伊
勢大神宮を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れ
ども天社國社の悉を迎參らせらるべくも非れば皇祖天
神をのみ其齋殿よの齋奉らせ給ひて自餘の卯日平明に
幣帛を頒たせ給ひ殊に止事なきの神祇令に仲冬上卯相
嘗祭とありてそれにも祭られはせ給ふこと猶大神宮に
九月神嘗祭を別よ奉らせ給ふが如くあり借爰に相嘗と
いふ皇神等の式よ卯日平明神祇官班幣帛於諸神謂新年
者上云くとあり云く大嘗官の齋殿に勸請奉らせ玉ふ天照

坐皇大御神を始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其社
とよつきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗聞食む爲の故に奉
祭給へるかれは共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社
國社とあれば所在國中の神と迄係る事也云々神祇令に
凡天皇即位總祭天神地祇とある即此大嘗祭なるあり
千秋五百秋乃相嘗 講義云上に千秋乃五百秋とあるに照
應へるなり云と相嘗の相は相共といふ意あり鈴屋大人
説に相嘗を阿比爾閉と訓べし爾閉を牟倍と唱るは後世
の音便に類れたる唱あり大嘗も大爾閉あるを大牟倍と
云と同一此相嘗は天皇と相伴に新饗と奉る意の名にて
俗に謂ゆる相伴の意はへかりと云はれたる如く天皇の
大嘗聞食す御賀事と就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふを

り皇神等母とある母の辭に深く心を着くべくかむ
相宇豆の比奉 講義云此も豊明に明御坐止と共に下がる
與天地日月共云々へ亘る語あり大嘗祭詞にも皇神等相
宇豆乃比奉とあるは此詞と本一つあるが故なり
康治元年 講義云康治に近衛院天皇の御世あるが此天皇
は鳥羽院天皇の大御子にほとくて大御諱の體仁と申
奉云々
與天地日月云々 講義云豊明爾明坐より受て天地と日月
と共に長御膳の遠御膳と天神の事依り奉玉へりし天津
日嗣の水穂を由庭に聞食御在し坐さむ事を申せりあり
本末不傾云々 講義云延喜奏覽中臣本系帳に高天原初而
皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志杵不傾本末中良布

留人稱之中臣者とあり本末不傾とは本との本系帳に所謂皇神等なり末とは皇孫命を申せり其皇神等の事實し奉り玉へりし壽詞を以今の大嘗の大御政の事實も合せて天神の壽詞を稱辭竟定奉りて皇神の大御命も皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く御中執持て仕奉るをいふなり云々茂槍は齋櫃梓なりこは堅固ある木なるが故に古多く杖棒かきに作れるものなるを以大祓詞も天津金木と云ふ是也さて其金木の棒は本末ともに太りらむ細りらむ平よ作るり故に其中間を執れば本に傾かば末に倚らむ此を以中執持といへり○今按に伊加志を齋櫃の義として金木是也といふの信け難き説なれど姑く擧げつ嚴重と見て事も無く聞ゆるかり茂御代茂八乘枝

なとの所を合せ考ふべし

中執持 講義云皇神と皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣は俗に云ふ亭主役の如き者なるを茂槍の中を執握て本末を傾さる由なり云と鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神との神と君との御間を相和す事なりされは鈴屋大人の中臣は中執臣なりと云へられたるなむ實に謂れたる

奉仕留中臣 講義云姓氏の中臣を云に非ず此の職の中臣をいふなりそれも天兒屋命の子孫にはあれど其部は付て云あり

祭主 講義云此詞の上は天兒屋命皇御孫命の御前も奉仕

てと有て高千穂宮の大嘗の大御政の其神の祭主とあり
て仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らるゝ事あ
るが故に祭主との云り云々伊波布との諸汚穢事を忌諱
避けて万々嚴にして慎み仕奉ると云ひ奴志とは人も多
く仕奉る中に其長とかりて仕奉るをいふあり
正四位下云々 講義云官位令より依るより神祇大副の從五位
相當なり然るを位高く官卑きり故より行との云り選叙令
に凡任内外文武官本位有高下者若職事卑爲行高爲守と
ある如し然れば昔にて行守ともよ副むに倣ひておこな
四位にして神祇大副を行ふ神祇大副は職員令より神祇官
といふ定ならむとおもはゆ伯一人云々大副一人掌同伯とありて伯は長官なり大副
少副の次官あり

大中臣朝臣清親 講義云清親は二所大神官例文祭主次第
に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の末孫祭主
永頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月廿
九日神祇大副に任たる由見えたる此人なり
壽詞遺云と申 講義云此處はての天皇に申上る詞にて是
より下は其御前より侍らふ人に宜む辭別の文あり
又申久 講義云上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句
切と成て此よりの別章にて祝詞に辭別云々と云に同じ
所あるが故に又申久とは云起したるにて此より以下に
其より侍らふ人々に聞ゆるなり云々儀式に云々奏天神壽
詞とある下に群臣皆跪と見えて共退出の下に親王以下
皆起とあるを以知るべし

天皇朝廷云々 講義云常に朝廷に仕奉る臣下かと云とは
一して此大嘗會を行はるゝは就て其行事に預りて御許
は仕奉ると云ふ意味なり

親王云々 講義云小齋大齋の親王以下百官人々の宴を賜
はる限を云へり

天下四方云々 講義云別は百姓を宴は召さるゝにて無
れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人々更かり常
にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司も召
されて仕奉る良民をも合せて廣く云るあり續紀第一の
詔は集侍云々公民諸とあると始として何の御代なるも
天下は廣く令する時には云ふなり

見食倍云々 講義云食倍は給へといふ崇詞あり此食字物

を食ふ事をたぶると云る其給字の意なるに常は用るが
故は借て書るあり見給に大嘗齋庭は持齋はり參來て云
く持恐みくも清まはりに仕奉云々あどわるを云あり
尊給は皇孫命の大嘗聞食す元由をなり歡給は事の取具
たるを歡べるあり聞給は天皇に奏す壽詞を百官にも宣
聞ゆればなり

八桑枝乃 講義云彌桑枝よて此木枝の扶梳し榮ゆるを以
譬とせるなり乃ち辭あがら如の意あり云々○今按に此
詞は春日祭詞に出て其所は考を引けり其説異なれと此
も宜しく覺ゆれば舉つ

立榮云々 講義云天皇朝廷は中臣の仕奉るといふ禱ハ右
よ云る天神壽詞あり

所聞食 講義云親王以下の人々に禱言を聞給へどあり玉
勝間に一本は稱辭竟奉久とあり此も悪からまると云れた
れども天皇にこそは壽詞を稱辭定奉と申せれ自餘人等
は稱辭竟奉と云ふ事あるべくもあらねは聞食とある方
叶ひて覺ゆ
恐々 講義云辭別の文ながら天神壽詞より引續けて天皇の
大御前にて申す故に深く恐みくも申すとなり

明治十六年二月廿八日出版御届

編輯人

東京府士族

久保季茲

四谷區四谷須賀町
三十二番地


出版人

同

平田胤雄

本所區柳島横川町
十一番地

定價四十五



特35
793

東 京 圖 書 館	
函 八 四	門 新
架 五	部 四 一
號	類